



美郷町地域おこし協力隊 梶原 恵美子



夏が近づいてきました。今年のラベンダーまつりでは、摘み取り小屋でお客様対応を体験し、このイベントの人気の高さやラベンダーのリラックス効果を実感しました。移住コンシェルジュとしてはラベンダーが好きな方の移住先としてもおすすめしたいですね。

さて、現在、美郷町空き家等情報登録制度(空き家バンク)業務に携わっています。この制度は、物件の所有者からご登録いただいた情報を町のホームページに公開し、利用したい方へ情報を提供するものです。業務を通して美郷町に住みたい(住み続けたい)けど、住まいが見つからなくて空き家バンクを利用したい…という方は多く、令和4年以降で100件を超える利用希望者の登録があります。空き物件を所有している方と、美郷町での生活を希望している方とで、新たな生活へのきっかけを作ってみませんか。空き物件を活用する方が見つければ、何よりも管理の負担がなくなります。町としても移住定住者の受け入れや住環境の向上につながります。空き家、空き店舗・工場、空き地を所有されている方は、空き家バンク登録をご検討いただきたいと思います。



また、8月2日(土)には、所有者向けに大仙市で空き家相談会が開催されます。こちらの活用もご検討ください(▶P29参照。事前登録が必要です)。空き家バンクの利用登録についてのご相談、ご連絡をお待ちしています。
問い合わせ先◆町商工観光交流課 0187(84)4909

私のお気に入り場所である関田円型分水の水が、今年も勢いよく田んぼに分配されています。美味しいお米を心待ちにしています。

令和8年4月以降に採用予定の 美郷町職員採用試験を実施します

美郷町では職員採用試験を次の内容で実施します

- ・第1次試験は公務員試験対策不要の教養試験を行います。民間企業を志望の方でも、受験しやすくなっています。
- ・試験は全国のテストセンターで行います。指定する期間のうち、都合の良い日時・会場を予約して受験できるため、県外にお住まいの方も受験しやすい試験となります。

採用試験に関する詳細は次のとおりです

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
一般行政職 (高校卒業程度)	1名	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ただし、次の方は受験できません ①学校教育法による大学を卒業または令和8年3月までに卒業見込みの方 ②①に相当する学歴を有すると町が認める方	一般行政事務

第1次試験について

日時	9月16日(火)から10月6日(月)までの間で、受験者が選択する日時
会場	受験者が選択する全国のテストセンター (令和7年6月現在の秋田県内での受験会場は、秋田市、大仙市、湯沢市、北秋田市にあります)

欠格事項について

- ・日本の国籍を有しない方
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方

受験案内について

受験案内を町ホームページに掲載しています。

受付期間について

8月1日(金)～8月25日(月)
町ホームページ「電子申請」からオンライン手続き(右記二次元コード)でお申し込みください。



問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

国民健康保険の更新時期が変わります

令和7年度から国民健康保険の更新日が10月1日から8月1日へ変わります。被保険者全員に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付しますので、入院など長期に不在とする予定がある方は7月4日金までに下記へご連絡をお願いします。

マイナ保険証をお持ちの方

普通郵便で「資格情報のお知らせ」が届きます。なお、このお知らせ単体では受診ができません。何らかの事情で受診時に資格確認を行えなかった際に、マイナ保険証とセットでご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方

特定記録郵便で「資格確認書」が届きます。



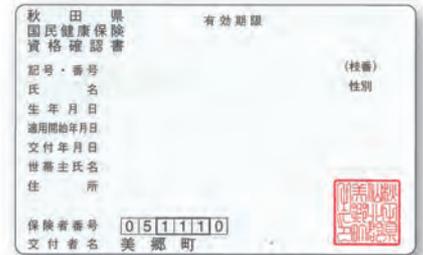
資格情報のお知らせ▶

有効期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間です。ただし、年齢等の条件により有効期間が短くなる場合があります。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている方

国民健康保険の更新が8月1日へ変わったことで、マイナ保険証で受診する方は医療機関窓口にて限度額が確認できるため、8月以降の認定証等の発行はありません。「資格確認書」で受診する方で、8月以降も入院予定の方、高額な外来診療（そのときの調剤が高額な場合を含む）を受ける方は更新の手続きが必要です。



▲資格確認書

後期高齢者の方へ資格確認書が交付されます

後期高齢者の方で8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい資格確認書(黄色)またはマイナ保険証をお使いください。新しい資格確認書は7月下旬に郵便(特定記録)が届きます。有効期限が令和7年7月31日の被保険者証(薄赤色)または資格確認書(薄赤色)は、ご自身で裁断し破棄するか、下記の窓口への返還をお願いします。

■今までの
被保険者証(薄赤色)、
資格確認書(薄赤色)
有効期限
7月31日まで



■今までの限度額適用・標準負担額
減額認定証、限度額適用認定証
有効期限
7月31日まで



8月1日
以降は

■新しい資格確認書
(黄色)
有効期限
令和8年
7月31日まで



■新しい被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行はありません。令和6年12月2日以降、発行を終了しています。8月1日以降は次のとおりです。

- ①現在、限度額適用認定証の交付を受けている方
引き続き認定となる場合は新しい資格確認書(黄色)へ限度額区分が記載されています。
- ②過去に限度額適用認定証の交付を受けておらず、資格確認書へ限度額区分の併記を申請していない方
資格確認書への記載を希望する場合は下記窓口へ申請してください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907